

県内都市の将来像を審議する第211回群馬県都市計画審議会を開催します。

群馬県では、県内都市の将来像を決定するため、都市計画区域区分、都市計画道路の決定・変更等の審議を行う「都市計画審議会」を開催しています。

以下の日程により審議会を開催しますので、傍聴を希望される方は、審議会当日の午後1時15分までに群馬県庁29階 第1特別会議室までお越しください。

1. 開催日時 : 令和8年10月13日(火) 午後1時30分 開会
2. 開催場所 : 群馬県庁29階 第1特別会議室
3. 審議議案 : 1議案を予定(詳細は別紙)
4. 傍聴定員 : 5名

※傍聴者は原則先着順に決定しますが、午後1時の受付開始時において傍聴希望者が定員を超えている場合は抽選となります。また、午後1時15分までに来場されない場合、傍聴できませんので御注意ください。

なお、審議議案について群馬県都市計画審議会が当日に非公開と決定した場合には傍聴できませんので、あらかじめ御承知おきください。

(前回の審議状況)



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS



第1号議案 みどり都市計画道路の変更(3・5・13号渡良瀬幹線道路の決定)について

3・5・13号渡良瀬幹線道路は、桐生・みどり地域間の連携強化や渋滞緩和、産業誘致、さらには防災機能の向上に資する延長約14.1km（北関東自動車道・太田藪塚IC～みどり市の国道122号）の幹線道路として、都市計画決定するものです。

【参考】「群馬県都市計画審議会」（設置の根拠：都市計画法第77条）

群馬県都市計画審議会は、都市計画法の規定に基づき設置された審議会で、主に県が都市計画を定める場合に、その内容について調査審議する機関です。

都市計画は、将来の都市の姿を決定することになるため、都市計画を定めるときは、行政機関だけではなく、学識経験者や議会の議員、国の機関及び市町村の長などで構成される本審議会の調査審議を経ることとなっています。

『群馬県都市計画審議会』 <http://www.pref.gunma.jp/page/11474.html>